

事務連絡
令和2年4月13日

各都道府県・指定都市教育委員会 御中

文部科学省初等中等教育局

令和2年度補正予算案に計上された「新型コロナウイルス感染症地方創生
臨時交付金（仮称）」について

令和2年4月7日付で公表された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）において、「新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、本経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」を創設する。」とされ、同日付で閣議決定された令和2年度補正予算案に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」（以下「臨時交付金」という。）として1兆円が計上されたところです。（別添1参照）

臨時交付金の詳細については、現在、別途、検討されているところですが、充当対象は、地方公共団体が策定する実施計画に掲載された事業のうち地方単独事業の所要経費と国庫補助事業（法令に国の補助負担割合が定められていないものに限る。）の地方負担額であり、各地方公共団体の申請に基づいて、交付限度額を上限として交付額が決定される予定とのことです。

なお、今回の補正予算により令和2年度に追加されることとなる投資的経費に係る地方負担については、臨時交付金を充当しない場合には、原則として、その100%まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の50%（公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業（71億円）については、当初における地方負担額に対する算入率である60%）を公債費方式により基準財政需要額に算入することとしています。

このことについては、総務省自治財政局財政課より各都道府県等の財政担当課等に対し、別添2のとおり通知がなされておりますので、今後の臨時交付金の動向に注視しつつ、財政担当課とも適宜調整を進めていただければと思います。

本件については、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対しても周知くださるようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」を創設する。

1. 補正予算計上額 1兆円

2. 所管 内閣府（地方創生推進室） ただし、各府省に移し替えて執行

3. 交付対象等

(1) 交付対象 : 実施計画を策定する地方公共団体（都道府県・市町村）

(2) 交付方法 : 実施計画に掲載された事業（※）のうち国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業の所要経費の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付

※ ソフト事業を中心とし、それに付随するハード事業も対象

(3) 交付限度額：人口、新型コロナウイルスの感染状況、国庫補助事業の地方負担額等に基つき算定

4. 使途

地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施する

- ・ 新型コロナウイルス感染症に対する対応（感染拡大の防止策、医療提供体制の整備）
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援

等の事業に充当。